

労働者の健康障害防止にかかる化学物質のリスク評価方針 (平成 24 年度)

職場における化学物質の取扱いによる健康障害の防止を図るためには、事業者が自らの責務として個々の事業場でのばく露状況等を把握してリスクを評価し、その結果に基づきばく露防止対策を講ずる等の自律的な化学物質管理を適切に実施することが基本である。しかし、中小企業等においては自律的な化学物質管理が必ずしも十分ではないことから、平成 18 年度から、国は、重篤な健康障害のおそれのある有害化学物質について、労働者のばく露状況等の関係情報に基づきリスク評価を行い、健康障害発生のリスクが高い作業等については、リスクの程度に応じて、特別規則による規制を行う等のリスク管理を講じてきている。

平成 24 年度においては、以下の方針により、化学物質のリスク評価を実施する。

1 各検討会におけるリスク評価

(1) 化学物質のリスク評価に係る企画検討会

① リスク評価に係る方針の策定

24 年度のリスク評価にかかる方針の策定を行う。

② リスク評価対象物質の選定

リスク評価対象物質の選定作業を平成 24 年夏頃までに実施することにより、平成 24 年 12 月までに告示が発出される平成 25 年有害物ばく露作業報告の対象物質に反映されるようにする。

また、リスク評価対象物質の選定については、他の制度等と連携したリスク評価の推進のための対象物質選定方法についての検討を行う。

がん原性試験に関連して、長期試験終了物質「吸入試験：メチルアミン」、「経口投与試験：ジフェニルアミン」の有害性評価小検討会評価結果（下記（2）①参照）を踏まえた今後の対策の進め方について検討する。さらに、国によるがん原性試験の実施に当たり、25 年度にフィージビリティテストの実施が必要な物質の選定を行う。

③ リスクコミュニケーションの推進

リスク評価に関する関係者間の相互理解を促進するため、労働分野におけるリスクコミュニケーションの実施について検討する。

(2) 化学物質のリスク評価検討会

平成 23 年度ばく露実態調査の対象物質（詳細評価 5 物質、初期評価 5 物質）につい

て、平成24年6月末を目処に「化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会報告書（案）（平成23年度）」をとりまとめる。

また、ナノマテリアル（酸化チタン外）については、有害性評価の検討を進めると共に、関係省庁、関係業界団体とも情報を密にし、ばく露実態調査（酸化チタン）を行う。

2つの小検討会においては、以下の検討を行う。

① 有害性評価小検討会

有害性評価小検討会においては、国内外の疫学、毒性等にかかる情報をもとに、今後、初期リスク評価を行う物質の有害性評価を行うとともに、発がん以外の有害性から選定した物質の一次評価値について引き続き検討を行う。

また、国によるがん原性試験（長期試験終了予定物質「吸入試験：メチルアミン」、
「経口試験：3-アミノフェノール」）の結果について評価を実施する。

② ばく露評価小検討会

ばく露評価小検討会においては、「労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン」に沿って、平成23年度ばく露実態調査の対象物質（詳細評価5物質、初期評価5物質）の結果の評価を実施する。

また、今後リスク評価を行う物質の測定分析法について検討を行う。

3) 化学物質の健康障害防止措置に係る検討会

化学物質の健康障害防止措置に係る検討会においては、リスク評価結果がとりまとめられた物質について政策ベースの検討が可能となるよう、関係事業者、保護具メーカー等からもヒアリングを行うなどして、最新の技術開発動向や規制の導入にあたって考慮すべき事項を積極的に聴取し、円滑かつ適切な健康障害防止措置の導入を目指すための検討を行う。

平成24年度においては、化学物質のリスク評価検討会においてとりまとめられる「化学物質のリスク評価検討会報告書」（平成23年度ばく露実態調査対象物質に係るリスク評価）を踏まえ、物質ごとに健康障害防止措置の検討を行う。

また、有害性評価小検討会において行われる国のがん原性試験結果の評価を踏まえ、必要に応じ、労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づく指針（がん原性指針）に関連する技術的検討を行う。

3 リスク評価にかかる情報提供等の推進

規制措置の導入に際して、パブリックコメントを通じて、国民の意見を積極的に募集するとともに、リスク評価の節目にリスクコミュニケーションを実施し、意見交換やパンフレットの作成などを通じて、国民にわかりやすい情報提供に努める。

このほか、ばく露実態調査のために策定された測定・分析方法についても、積極的に情報提供し、事業者自らのリスク管理の導入を支援する。